

経済政策と国家機能（V）

—— 集団主義と多元的社会・国家論：福祉国家論の登場 ——

（その1）

金 田 良 治

目 次

1. 序にかえて
 2. 個人主義国家論から集団主義国家論への変遷
 - 1) 経済的自由主義と原子論的国家論の修正
 - 2) 資本主義の成熟と集団主義国家論の登場
 - (1) リストの経済的国民主義
 - (2) 理想主義哲学とグリーンの本サム・ミル功利主義国家観の修正
 - (3) ビスマルクとドイツ社会政策学派の中立的・国家絶対主義観
 - (4) キリスト教社会主義国家論とマルクス主義階級国家論
 - (5) 多元的社会・国家論
 3. 現代多元的国家論者・クロスランドの社会改良主義的福祉国家論
 - 1) クロスランドのマルクス主義階級国家論批判
 - 2) 社会科学方法論における2大学派
—— マルクス主義と非マルクス主義の方法的対立 ——
 - 3) 一元論と多元論，実証主義と経験論
 - 4) 経験主義と社会契約説的国家
- 本稿の結語

（以下・次稿）

4. 修正社会主義者・クロスランドの福祉国家論
 - 1) クロスランドの社会認識論

- 2) 修正社会主義的福祉国家論
 - 3) 福祉国家論からみたマルクス主義階級国家論批判
 - 4) 一元的階級史観批判・再説
 - 5) 福祉国家実現と成長率との関係
5. 結びにかえて

〔既刊〕

経済政策と国家機能（Ⅰ）

——政策主体としての国家と個人主義的国家観——

徳山大学論叢27号，1987年6月刊に収載

経済政策と国家機能（Ⅳ）

——マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の復活・高田保馬の階級社会・国家論批判を中心にして——

徳山大学論叢26号，1986年12月刊に収載

〔未刊〕

経済政策と国家機能（Ⅱ）

——集団主義国家論登場の歴史的背景および原因——

経済政策と国家機能（Ⅲ）

——マルクス，エンゲルス，レーニンの国家論の相違とマルクス主義階級国家論の混迷・貧困——

1. 序にかえて

個人主義国家論あるいは原子論的国家観が集団主義国家論の登場によって、その存在根拠を稀薄にした事情あるいは歴史的背景等の詳細な考察は、本稿の主タイトルと同じ拙稿「レーニン・テートル経済政策と国家機能（Ⅱ）——集団主義国家論登場の歴史的背景および原因——」において行う。またマルクス主義階級国家論についても、同じタイトルの拙稿の「（Ⅲ）——マルクス，エンゲルス，レーニンの国家論の相違とマルクス主義階級国家論の混迷・貧困——」において検討・究明する。マルクス主義階級国家論の混迷と貧困は¹⁾、マルクス，エンゲルス，レーニンの国家論の相違を、階級抑圧的側面のみを強調して強引に体系化した彼らの後継者達の過誤と、階級国家論それ自体の現実

注1) 拙稿「マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の復活——高田保馬の階級社会・国家論批判を中心にして——」（徳山大学論叢26号，1986年12月刊。なおこの拙稿は、連載シリーズの拙論稿「経済政策と国家機能（Ⅳ）」でもある。

分析における非有効性とは原因がある。この論点についての検討には多くの紙数を必要とするので、上記したように独立の論稿とした。

2. 個人主義国家論から集団主義国家論への変遷

1) 経済的自由主義と原子論的国家論の修正

本節では、次節以下での論点を鮮明にするために、そしてまた鮮明にする限りにおいて、個人主義国家論が集団主義国家論へ変遷した原因あるいは歴史的背景等について簡単に要約することにしよう。

アダム・スミス（Adam Smith, 1723-1790）やジェレミイ・ベンサム（Jeremy Bentham, 1748-1832）が主張した経済的自由主義は、自由競争をして社会進歩をもたらす資本主義の魂とみなし、経済の飛躍的發展こそが富の増大と個人の幸福を招来するというに力点をおいていた²⁾。富の増大と個人の幸福の増進は、個人の幸福と社会の幸福との間に調和が成立することを条件にして、個人間の平和と社会の安寧を導くことになると説明されている。スミスやベンサムにとっては、個人が社会を構成する要因と考えられているから、個人の集合体としての社会の調和あるいは安寧は、すべて個人間の調和に還元・帰着される³⁾と考えられていた、と把握すべきであろう。

それでは個人間の相互調和をもたらす要因は何であるのか。それはスミスの場合には、独立生計体である個人の競争的自由の発揮が、集合体である社会においては「見えざる神の手」に導かれて自ら調和的世界秩序を創りあげるという自然法思想あるいは理神論的世界観であった。経済活動の放任的自由の保障が、社会調和の自律的原理に合致する限りでは、経済活動の自由から出現する不調和は、神の示し給う世界の調和的秩序を損なう「人為」による災害である。それ故、スミスは自由競争を徹底しさえすれば、その災害を

2) 拙稿「経済政策と国家機能（I）——政策主体としての国家と個人主義的国家観——」徳山大学論叢27号、1987年6月刊の「4・経済的自由主義、スミスとベンサムの国家観」38～50頁を参照されたい。

3) 「同上」の「4の3）スミスとベンサムの社会調和論」46～50頁。

除去できると考えていた。人為による災害、いわゆる人災の代表的事象とは、国家の経済活動への介入あるいは保護干渉であった。スミスにとっての国家の経済社会への介入の正当性の論拠は⁴⁾、経済の自動調節作用の円滑な進行を保障して個人の幸福と社会の幸福との調和をもたらすような国家の経済への非介入的政策機能と、その自動調節作用を損なう人為の排除を目的にした国家の介入的政策機能とに求められていた。私益が公益を招来するとスミスが力説した際には、時と場所を異にした経済社会の諸条件の相違の下で、国家の政策的介入の程度と仕方を、スミスが重視していたことは否定できない。経済への国家干渉を無用だとスミスが強調したのは、経済の自律性が個人と社会の幸福の調和をもたらす限りにおいてであった⁵⁾。

それではベンサムの場合はどうであったか。スミスの自然法および功利主義思想が経済の自律的運行や調和の成立に最大の信頼をおいていたのは、スミスの理神論的世界観である見えざる神の導きによって、社会構成の原子である個人相互間の幸福の増進が社会全体の幸福をもたらすに違いないと、彼が確信していたからに他ならない。

だがベンサムは、スミスの理神論的世界における神の究極の意思を否定する⁶⁾。ベンサムは、神による世界創造あるいは神による社会の導き等の神話を一切認めようとはしなかった。人間は自らが自らを判断する最上の弁護士であり⁷⁾、人間は自らの幸福あるいは快楽を極大にするために、そして苦痛や不幸を極小にするために、不断の努力を行う。個人の快楽あるいは幸福の総和は、社会の幸福そのものである。したがって社会の幸福の極大化を達成

4) アダム・スミス『諸国民の富』大内兵衛・松川七郎訳、岩波文庫、第3分冊、460～461頁。拙稿「同上」39頁。

5) スミス『同上』訳書、第3分冊、477～478、486～488頁。拙稿「同上」40、46～47頁。

6) ジェレミイ・ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』責任編集・関嘉彦、山下重一訳『世界の名著』38巻、中央公論社、昭和42年、81～82頁。拙稿「同上」42～45頁。

7) 木村健康「国家と経済」都留重人編『資本主義——マルクスとケインズ』の第3巻、『現代国家の政治と経済』所収、春秋社、昭和27年、10～17頁。拙稿「同上」43頁。

するには利己的存在者としての個人の快樂・幸福追求活動を自由に行わせる必要があり、国家の経済生活への干渉の排除が必要になる⁸⁾。このように述べる限り、ベンサムは功利主義思想は、上述の論旨において、スミスより一層徹底した合理主義と経験主義に立脚していたといえよう⁹⁾。

国家の経済社会への干渉を強く排斥したベンサムは、他面で個人の利益追求過程においては、個人の自覚に欠点や不徹底さがあることを認め、個人の自由放任的な経済活動が真の利益追求に向かわずに、偽の利益追求に向かうときには、個人の快樂・幸福と社会の幸福とが対立・衝突し、結果として社会の幸福の極大化が阻止されることになる¹⁰⁾、と判断していた。ベンサムが最大多数の最大幸福を強調した場合には、社会の構成員全体ではなく、その内の最大多数者に力点が置かれていたことに、留意すべきである¹¹⁾。個人の快樂・幸福の追求と社会の最大多数者の幸福とが対立・衝突する際には、当然のごとく個人と社会との間の不調和を是正・解消する仕組みや制度が必要になる。ベンサムは、このような仕組みや制度を法および国家とみなし、社会と個人間に生ずる不調和を是正する目的に限り、法および国家の存在、またそれらの経済生活への介入を是認するが、その反面、個人の幸福と社会の幸福の増進を阻害するような国家権力および法制度を悪として否定した¹²⁾、といえるだろう。

ベンサムは、法執行を含む国家権力の政策的介入を「必要な悪」¹³⁾として肯定した。この論旨からすれば、市民の経済活動の自由が最大限に保障される必要があり、そして国家の介入権が最小限に制約される必要があろう¹⁴⁾。いわゆる夜警国家だとドイツの国民国家論者や社会主義者たちから揶揄・嘲

8) ベンサム『前掲』訳書、83～84、86頁。拙稿「同上」42～44頁。

9) 拙稿「同上」45頁。

10) ベンサム『前掲』訳書、68、108頁。拙稿「同上」48、55頁。

11) 私益と公益の自然的一致と人為的一致の2つの見解が、ベンサムにあったことは研究諸家によってしばしば指摘されている。拙稿「同上」67頁。

12) 木村「前掲」15～16頁。拙稿「同上」56～57頁。

13) 木村「同上」16頁。

14) 拙稿「同上」56頁。

笑された国家観が、これである¹⁵⁾。

だがベンサムの国家論を詳細に検討すると、彼の功利主義国家観は、最大多数の最大幸福の最大多数に力点がおかれていたことは上述した通りである¹⁶⁾。ベンサムの論旨の矛盾点ないしは論理の非一貫性が、しばしば指摘されるのは、この点においてである¹⁷⁾。すでに私自身もこの点については私なりの解明を与えているので、詳しくは述べないが、ベンサムはスミスと異なり、産業革命の過程で生じてきた資本主義発展の諸弊害、すなわち労働者階級の低賃金と劣悪な労働諸条件、富の不平等配分と労資対立、企業間の競争激化、恐慌、弱小企業の倒産、合併・吸収等による大企業より独占的産業支配の傾向、等々を目の当りに観察したはずである。したがって最大多数者、すなわち社会の富の多くを支配する一部少数の富者ではなく、貧者を含む中、下層の社会の最大多数者の最大幸福の追求こそが、ベンサム功利主義の修正的思想を生みだして、後世の福祉国家論を誕生させる由縁となるのである¹⁸⁾。

2) 資本主義の成熟と集団主義国家論の登場

(1) リストの経済的国民主義

スミスやベンサムの自由放任・自由競争原理は、1832年のイギリスの選挙法大改正と1848年の穀物法の廃止とによって国内的にも対外的にも確立した。1832年の選挙法大改正による新興産業資本家階級の政治権利の獲得と1848年の穀物法撤廃による対外貿易の自由競争の承認とは、国内的にも国際的にも経済活動の自由主義をイギリス資本主義が国家の政策的原則として採用したことを意味している¹⁹⁾。

15) 木村「前掲」16頁。拙稿「同上」56頁。

16) 関嘉彦『前掲』所収の「訳者解説」35頁。また『ベンサム・ミル・マルサス』世界大思想全集7巻所収の堀秀彦の「ベンサム解説」299～370頁。拙稿「同上」68～69頁。

17) 関・同上「訳者解説」36頁。拙稿「同上」67～68頁。

18) 関「同上」36頁。拙稿「同上」68～69頁。

19) 木村「前掲」17頁。

だがまさに対外的にも対内的にも自由主義経済原則が市民権を得た19世紀前半の時期において、既述した資本主義の諸矛盾あるいは弊害が露呈してきたのである。労働者の階級としての登場と自覚とは、労働者階級による政治的・経済的闘争を激化させ、1830年代のチャーチスト運動からさまざまな社会主義思想に影響を受けた労働運動を強力に展開させるに至った。資本主義世界の主導国家イギリスにおける調和と安定は、対立と分裂の危機を漸次表面に現わし始めた²⁰⁾。

対立と分裂の危機は、国内だけではなく、国際間でも現われた。当時の後進国ドイツにおいては、フリードリッヒ・リスト（Friedrich List, 1789－1846）が、先進イギリス資本主義の生産力に後進経済国のそれが追いつくまでの間、自由競争原理による貿易を中断し、保護貿易主義を採用することを唱道した。後進国が永久に後進国の地位にとどまる事に対する不安、焦燥、それに怒りが混在していたのであろうか、リストが主張した経済的国民主義は、当時の後進国ドイツやアメリカの政治家、産業界、学者の間に多数の共鳴者を得るようになった²¹⁾。

国民主義は、経済の領域だけに登場してきたのではない。政治の世界、思想の分野にも疾風怒涛のごとく現われてきた。国民主義が昂揚すれば、それと対極的な国際主義の思想や政治運動が反発するかのよう高揚する。国内的にも国際的にも対立と分裂、さらに解体の危機が深まった。

まず政治面では、1920年代から1930年代にかけて、1814年3月のナポレオン帝政敗退の余波を受けたスペインとポルトガルの植民地である中南米諸国

20) 「同上」20頁。チャーチズムについては下記参照。Max Beer, *History of Socialism*, 1940, 大島清訳『社会主義史』岩波文庫, 昭和43年, 第3篇「チャーチズム」第3分冊全体。

21) 「同上」20～21頁。経済的国民主義を覚醒せしめ爆発させた遠因は、17世紀から18世紀にかけてのイギリスのマグナカルタの権利宣言や名誉革命をはじめとする市民革命およびフランス大革命やその後の2月革命その他の諸革命にあったことは確かである。たとえば、失敗に終わった1863年のポーランドの反乱も、影響を受けたパン・スラヴ主義の独立運動であった。小泉信三『社会思想史研究』和木書店, 昭和22年の「バクウニン雑感」204～221頁, とくに210～216頁を参照されたい。

の独立運動が熾烈化し独立宣言が燎原の火のごとく布告された。バルカン半島でも各地域で国民主義が政治的対立をうみだし、さらには武力対立を激化させた。オスマン・トルコ帝国の压制下に多年にわたって苦吟していたギリシャが1929年に独立を達成した。ヨーロッパ各国は異教徒のトルコ人と戦うギリシャ人に資金援助を行うなどして支援したが、イギリスの詩人バイロンも義勇兵としてこの独立運動に参加した。1848年2月革命以後には、ハンガリー・イタリアにも独立運動の火の手が上った。2月革命の余波を受けたドイツの3月革命は、プロシア中心のドイツ連合を一時的にも成立させるかのような機運を生みだした。19世紀後半になると1861年に統一イタリア王国が誕生した。さらに1866年の普墺戦争での勝利と1871年の普仏戦争での勝利を占めたプロシアが盟主となって、全ドイツ諸邦を包含する統一ドイツ帝国を成立させた²²⁾。これらの政治面での国民主義の諸特徴は、民族の統一および独立達成、国民国家の形成、支配者の束縛からの独立獲得という被圧迫民族の希求であった。しかし1863年のポーランドの独立運動は失敗した1例である。

思想面での対立・分裂はどうであったか、それらを3つに大別すると自由主義の修正、ヘーゲルおよびビスマルク流の国家絶対主義あるいは中立国家思想の登場、反資本主義的な社会主義思想およびヘーゲル弁証法の影響を受けた唯物論的マルクス主義階級国家思想の出現である。

産業革命の過程で、経済的自由主義は、個人の幸福と社会の幸福との調和をもたらす代りに、労働者の低賃金・低労働諸条件、貧富の格差の拡大、分配の不平等と労資対立の激化、恐慌の発生、企業間競争の熾烈化と倒産、資本の吸収・合併による大企業の産業支配等々の矛盾や弊害を現わすにおよんで、確乎不動の社会構成原理としての信頼を失なうに至った²³⁾。

22) 田中荆三・平山栄一・鈴木泰平『近代ヨーロッパ史概説』世界書院、昭和27年、123～186頁。木村「前掲」21～22頁。

23) 気賀健三『現代の社会思想』金星堂、昭和28年、152頁。気賀氏は次のように述べる。「個人主義的社会観から抜けきることのできなかったミルにとっては、個人は自己の心身について絶対の主権者であり、社会の抑制と主権者の自由は対
(次頁脚注へ続く)

スミス以来のイギリス正統派経済学の正嫡子であり、自由主義経済学を自らの基本的社会認識原理とし、またベンサム功利主義の継承者でもあったジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill, 1806-1873）ですら、最大多数者の幸福を第1義にした放任的自由主義の修正と国家干渉の容認を含む社会改良思想の採用を主張しただけで、自由あるいは自由主義と国家あるいは国家の経済生活への介入との総体的な、首尾一貫した学理体系を成立させたわけではなかった²⁴⁾。換言すれば、ミルは、自由あるいは自由主義それ自体の限界を学理的に確定する新たな体系的思想原理を樹立することができないままで終焉した²⁵⁾、といえるであろう。

立的に考えられた。ミルが自己一身に関する行為と他人に関する行為とを区別して、前者にのみ絶対的自由を認め、後者に社会的制限を許したのは特徴的なことである。『個人自身に対す個人の主権の正しい限界は何であるか？ 社会の主権はどこに始まるのか。人生のどれだけが個人格に、どれだけが社会に帰属すべきであるか？』というのがミルの自由論における立論の出発点であった」。

また気賀氏は、次のようにも述べる。「自己決定によってその個人自身は自由であるとしても、その決定によって他が強制を受けるならば、そこに不自由を強いられる何人かがいることになる。……社会と個人との関係を有機的に考えるものにとっては、自己決定とは、自、他の共同の決定でなければならない。換言すれば他との調和において自己決定があるとき、はじめてそこに社会的決定が存するのである。契約の自由は個人主義的な意味では自由の重要な要素をなすものである。当事者双方の自己決定である限りにおいて、たしかに双方とも自由を享受するであろう」。気賀『同上』153頁。

24) ミルの著作の内、主要なものは以下である。J. S. Mill, *A System of Logic*, 1843: Longman's ed., 松浦孝作訳『道徳科学の論理』世界大思想全集7巻, 河出書房新社, 昭和30年。大関将一訳『論理学体系』春秋社, 昭和34年。Principles of Political Economy, 2 Vols. 1848. 戸田正雄訳『経済学原理』春秋社, 5冊, 昭和22~23年。On Liberty, 1859. 柳田泉訳『自由論』春秋社, 1935年。Essays on some unsettled questions of political economy, 1844. 末永茂喜訳『経済学試論集』1936年。Consideration on representative government, 1861. 代議政体論。Utilitarianism, 1863. 富田義介・小倉兼秋訳『功利主義』1948年。Subjection of woman, 1869, 大内兵衛訳『婦人解放論』1922年。Autobiography, 1873. 西本正美訳『ミル自伝』岩波文庫, 1938年。Chapters on socialism, ed. by W. D. P. Bliss, 1891. 石上良平訳『社会主義論』1950年。An examination of Sir William Hamilton's philosophy, 1865. Auguste Comte and positivism, 1865. 上記以外に書簡集がある。

25) 木村氏の下記の指摘は、筆者とほぼ同じ見解であることを一言したい。「前掲」(次頁脚注へ続く)

(2) 理想主義哲学とグリーン・ベンサム・ミルの功利主義国家観の修正

ミルの残した課題は、その後1870年に至って、オックスフォード大学ベリオル・カレッジの学長に就任したベンジャミン・ジョウエット (Benjamin Jowett, 1817-1893) を中心とした哲学的世界と政治・経済的世界との「架橋」作りに努力した学究たちに受け継がれた²⁶⁾。社会の構成要素を原子論的な個人および個人の行為に究極的に求める功利主義原理を基礎としては、自由主義の欠陥を究明できないし、また欠陥を除去・匡正した自由主義の再構築も不可能である。このような思想的混迷の状況下でジョウエットは、トーマス・ヒル・グリーン (Thomas Hill Green, 1836-1882)、フランシス・ブラッドリー (Francis Herbert Bradley, 1846-1924)、エドワード・ケアード (Edward Caird, 1835-1908)、バーナード・ボーザンケット (Bernard

24~25頁。

「社会の分裂と混乱という現実の前に自由主義が蹉跌せざるをえなかったという事実直面しては、国家干渉を排斥し、自由放任を主張した自由主義者も、自らの立つ根本原理を反省し再検討せざるをえなかった。すでに自由主義の正嫡ジョン・スチュアート・ミルは、自由に本来限界が存すべきことを漠然と感得したが、功利主義の哲学に妨げられて、自由の限界を確定する哲学的原理が何であるかを、明確に認識しえないままに終った。自由主義の弱点は、末端の個々の自由放任政策の破綻よりも、むしろ自由放任政策の據って立つ根本原理の欠陥にあった。それゆえ自由主義の自己反省は、およそ自由とは何であるか、自由を正当化し是認する根本原理はそもそも何であるか、等の哲学的、基本的問題の省察なしには不可能であった」。

- 26) 木村「同上」25頁。木村「十九世紀英国思潮」社会思想研究会編『社会思想史十講』下巻、現代教養文庫、昭和27年、295~296頁。「……自由主義の本当の基礎は、単に個人の利益を図ることではなく、すべての人の人間としての完成を図ることである。人間としての完成を図るためにはできるだけ自由を与えるのがよろしいけれども、しかし自由を与えることによって却って人間としての完成が阻止される状態が出て来る場合には、人の自由を制限することは却って正しいことである。ジョン・ステュアート・ミルは、この方向に第一歩を踏み出したが、それを一歩展開して、それこそがむしろ正しいことであるとしたのはオックスフォードの理想主義者であった。人間の本質をベンサムは利己心であると考えたが、彼等はそうは考えず、むしろ一つの霊的なもの、スピリチュアルなものであるが故に、それが完全に発揮されることが最もよいと主張した。ただ実際の人間は完全なスピリチュアルな実体ではない。だから時々悪を為す。それに対抗するためにはやはりこれに強制権力を加えなければならない。強制権力を加える実体は国家である」。

Bosanquet, 1848-1923) の英才にギリシャ哲学やドイツ観念論哲学を教えたといわれているが、これらの俊秀の内、グリーンは、功利主義を基盤としていた自由主義を、理想主義の基盤の上に再構成すれば自由主義の欠陥は除去できるのではないかと考えた²⁷⁾。

ただし、理想主義を基盤にした国家哲学は、ヘーゲル流の国家至上主義あるいは国家絶対主義²⁸⁾に帰着する蓋然性が高い。国家を人倫の最高形態だと規定したヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831) の主張に従うならば²⁹⁾、国家の行為は一般意志の実現であって、国家が個人を批判す

27) 気賀健三『社会的進歩の原理——経済政策原理の社会哲学的考察——』塙書房、昭和31年の第9章「理想主義の立場」253～279頁参照。

28) 気賀『同上』258頁。木村前掲「国家と経済」27頁。

29) ヘーゲルは自著『エンチクロペディー』や『法の哲学』のなかで、次のように述べている。

「国家は自己を意識せる人倫的実体——家族の原理と市民社会の原理との合一である。家族において愛の感情として存在しているのと同じ統一が国家の本質をなす。しかし、国家の本質は同時に、第二の原理、すなわち、知的で且つ自発的に活動する意欲という原理によって、識られたる普遍性という形式を受けとる。そして、知る主観性は、この識られたる普遍性の形式および、このものが知において展開する諸規定を、内容ならびに絶対的な目的としてもっている。すなわち、知る主観性は対自的にこの理性的なものを意欲する」(『エンチクロペディー』〔精神哲学〕第535節 X. S. 330)。

「国家は人倫的理念の現実態である。すなわち、明瞭に姿を現わし〔啓示され〕て自己自身にとって明らかになった実体的意志としての人倫的精神である。この実態的意志は、自から思惟し、自からを知り、そして、知るところのものを、それを知るかぎりまで、完全に成就する」(『法の哲学』第二五七節 VII. S. 398)。

以上、廣松渉編『ヘーゲル』平凡社、昭和51年、181頁より。

同様に難波田春夫氏も『スミス・ヘーゲル・マルクス——近代社会の哲学』講談社、昭和44年の第2章「ヘーゲル——市民社会の国家への包摂——」の第3節「政治国家と人倫国家」のなかで、「国家の外的必然性と個人の主観的自由とは…人倫のイデーによってはじめて和らぎを得、市民社会の解決し得なかつた問題はここに残りなく解決せられるに至る」(『同上』113頁)と述べる。ただ「残りなく解決」されているかについては、問題が残る。ヘーゲルが「最高の共同は最高の自由である」と主張したときに、最高の自由を定める最高共同それ自体が、どのような事情あるいは制度の下で決定され、しかもそれが強制を伴わないという保障をどのように受けているかが問題となろう。

難波田氏のヘーゲル解釈にとって、次の一文は重要な指摘である。難波田『社会経済体制をどう考えるか』産経研シリーズNo.7、産業経済研究協会、昭和60年(次頁脚注へ続く)

ることは正当であっても、逆に個人の側から国家を批判することは不当と判断されよう。事実、心情的にはデモクラシーに共感していたブラッドリーや

10月、16～17頁。

「歴史的にいうと、まず自由が an sich としてあり、ついで平等または正義がそれに向かい合う für sich としてあり、その後両者を統一する an und für sich としての同胞愛が来るという弁証法は、ヘーゲルによってはじめて創始されたことになっている。そうしてそれは、論理的に厳密な構成をしたという点においては、たしかにその通りである。

けれども、このような歴史の弁証法は当時ドイツ人の誰もが抱いていた考え方であったことを見落としてはならない。

近代のいわゆる啓蒙思想がイギリスから発してフランスに渡り、フランスを経てドイツに流入したとき、ドイツ人は独特の負けじ魂を発揮してこれに反撥した。

このドイツの反撥を最初に図式化し、まず Urgemeinschaft (原始共同体)、そのつぎが英仏流の bürgerliche Gesellschaft (市民社会)、そうして最後が echte Gemeinschaft (真の共同体) であるとしたのがペスタロッチであった。ヘーゲルはこのドイツ人一般のもっていた考え方を、いわゆる弁証法として構成したのであって、『法の哲学』で提示した図式は「家族」、「市民社会」、「国会」(但し、市民社会のアンチテーゼとして形成される政治国家を止揚した人倫国家) ということになる」。

ベートーヴェンと同じ年に生まれたヘーゲルの主要著書は、経済学的側面からみた場合には、マルクスとの系譜の関係において『法の哲学』あるいは『法哲学綱要』*Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 1821 がしばしば指摘されるが、哲学者がヘーゲルの主要著書とみるのは、1806年刊の『精神現象学』*Phänomenologie des Geist* と1812年から出版され1816年に完成した『論理学』*Wissenschaft der Logik* である。真下信一・榎山欽四郎編・訳・概説『ヘーゲルの思想』世界思想教養全集4巻、河出書房新社、昭和38年、真下氏担当の「訳者概説」6～7頁参照。

わが国のマルクス主義者によるヘーゲル理解の「悪しき弊害」は、「マルクスのヘーゲル批判を通じてのみ、ヘーゲル哲学を理解するといった態度」(城塚登「ヘーゲルとマルクス」世界教養全集4『ヘーゲルの思想』月報/15、河出書房新社、5～8頁)に起因している。確かにマルクス自身、ヘーゲル哲学に反対する立場を取りながらも「表面上は大いに賞讃しているし、フォイルバッハよりも、批判の対象としているヘーゲルの方に、内容に多く学んでいるようにすらみえる」(城塚「同上」7～8頁)が、真下氏や城塚氏が共に指摘するように、『論理学』と並ぶヘーゲルの2大著作の1つ『精神現象学』は、マルクス自身が「ヘーゲルの聖書」* および「ヘーゲル哲学の誕生の地であり、その秘密である」** と述べていることに注目したい。真下・同上「訳者概説」5頁、城塚・同上「解説」7～8頁参照。なお脚注内注記* は、マルクスとエンゲルスの共著『ドイツ・イデオロギー』(*Deutsche Ideologie, 1845-1846*)邦訳書、マル・エン全集3巻、1963年、3頁～、注記**は、マルクス『経済学批判』(*Zur Kritik der Politischen* (次頁脚注へ続く))

ボーザンケットは、個人が国家の一構成要素あるいは一員としての生活と行動を共存させることを以って、個人の最高の道徳的使命だと述べる見解を提出して、ヘーゲル流の国家絶対主義の方向に傾斜していった³⁰⁾。

これに対してグリーンは、国家をより普遍妥当的な一般意志の具体的表現とみなすが、国家の無謬性は否定し、国家によって表現される一般意志は、常に完全な表現を示すとはいえない、と限定づけた。明らかにグリーンは、自由主義の原理の欠陥を、ヘーゲル哲学やルソー（Jean Jacques Rousseau, 1712-1778）の社会思想の国家論の研究を通して匡正しようとしながらも、本質的にはデモクラシーや自由主義の流れに棹す思想家であった³¹⁾ことは間違いない。グリーンの見解のなかには、個人を第1義にみた自由主義の主張と、普遍意志としての国家を第1義的に考える主張とが混在しているが、国家それ自体が過誤を犯す可能性をもち、個に不当な干渉を加える危険性があることを強調しつつ、個人の側よりの国家への批判を是認していることから

Ökonomie, 1858-1859) 同上マル・エン全集13巻, 1964年, 3頁~である。マルクスはフォイエルバッハ（Ludwig Andreas Feuerbach, 1804-1872）の唯物論に依拠しつつヘーゲルを批判する一方、フォイエルバッハ批判も行うのであるが、フォイエルバッハも『ヘーゲル哲学の批判』という論作を1839年に発表している。佐野文夫訳, 岩波書店, 昭和8年。

気賀氏も、次のように述べる。「イギリスにおいてドイツ流の観念論の有力な移植者であったグリーンにあっては、前二者（ブラッドレーやボーザンケットのこと。金田・付記）に見られる如き国家的全体主義の色彩は薄く、むしろカント的個人主義的世界観と倫理上の人格主義が強い。彼にあっては、社会生活は個人の中に潜む理性的精神が実現される場所であると考えられ、個人は社会の一員として共同の善の自覚を通じてその人格の完成への途を辿るべきものの如く考えられている」。気賀氏の上記の指摘は、妥当なものと思われる。気賀・前掲『社会的進歩の原理』259頁。

木村・同上「国家と経済」27頁。

30) 木村・「同上」27頁。木村・前掲「一九世紀英国思潮」295~296頁参照。

31) 河合栄治郎『トーマス・ヒル・グリーン の 思想体系』上・下, 河合栄治郎選集8, 日本評論社版, 下巻の第12章「グリーン の 社会哲学」327~418頁, 第13章「グリーン の 社会思想」419~498頁参照。グリーンは社会契約説を批判するが、河合氏は、グリーンを引用し、「社会契約説の誤りは、その云はんと欲する内容に在るに非ずして、その内容を表現する方法にあったと云ふ」と述べる。『同上』397頁。

判断すれば、自由主義原理の改善に努力した思想家といえよう。

その後、自由主義はデモクラシー（民主主義）との関係において、国家の一般意志を普通選挙制度に立脚した議会主義による決定方式と結びつけながら論議されてくる³²⁾。この点では、トーマス・カーライル（Thomas Carlyle, 1795-1881）や保守党の見解や政策と異なっている。ともあれイギリスにおいては、1870年代のオックスフォード哲学改革運動を通じて、個人主義は集団主義へと変遷し、国家対個人の関係が国家対個人以外の他の集団との関係に、力点を移行させていったのである³³⁾。

32) イギリス自由党は、自由主義を基盤にし、自由主義を鼓吹していたために、国家干渉主義を如何に導入するかで「混迷」し「動揺」していたが、グリーンらの見解を取り入れて、1892年のニューカスタ・オン・タイの党大会で「国家干渉は自由主義と矛盾しないのみか、むしろ真の自由を擁護するためには、場合によって強力な干渉が必要とさえある、という結論に達した。その後の自由党の経済政策は、干渉主義を併用したものであり、一九〇六年の総選挙において自由党が政権をとるとともに、蔵相ロイド・ジョージは、『貧窮に対する宣戦』を布告し、失業保険、養老年金の他数多くの社会立法を推進して、国家干渉による経済の是正に努力したのである。以上引用・木村「同上」28頁より。

トーマス・カーライルは、使徒パウロの言葉「人はすべて一體の成員なり……唯だ一人のアダムの墮落によってすべての人々は苦難の世界に陥り、唯だ一人のキリストの高徳によって萬人救はる」を引用した上で、使徒パウロの博愛の精神を、社会改良の思想的基盤としていた。この考えは、イギリスではラスキン、ロバート・オーウェン（Robert Owen, 1771-1858）、ベーコン（Francis Bacon, 1561-1626）、J. S. ミル等々によって重視され、フランスではルルウ（Pierre Leroux, 1797-1871）、メストール伯（Maistre, 1753-1821）、バスティア（Claude Frédéric Bastiat, 1801-1850）、プルードン（Pierre Joseph Proudhon, 1809-1865）等々が社会思想の研究や実践に用いた。メストールは彼の著書『ペテルスブルグ夜話』（*Les soirées de St-Petersbourg*, 1831）のなかで、連帯（Solidarité）という言葉を用いて、人間同士の社会的相互依存関係に当てはめて使用したが、連帯という用語ないしは概念は、その後、オーギュスト・コント（Isidore Auguste Marie François Xavier Comte, 1798-1857）やエミール・デュルケーム（Émile Durkheim, 1858-1917）によって社会的に解明された。以上、中山伊知郎・三木清・永田清責任編輯『社会科学新辞典』河出書房、昭和16年、419頁参照。

33) 法学者として著名なアルバート・ベン・ダイシー（Albert Venn Dicey, 1835-1922）によれば、19世紀のイギリスは、最初の30年間は法の改新を立法的与論が阻止していた時代、次期の40年間はベンサム思想に基づく功利主義・個人主義的立法の時代、最後の30年間は個人主義から集団主義（Collectivism）および
（次頁脚注へ続く）

(3) ビスマルクとドイツ社会政策学派の中立的・国家絶対主義観

1871年に後進国ドイツは、プロシアの主導によって統一ドイツを結成し

び社会主義へ与論立法が形成された時代だ、と述べられている。またベンサム的基本的見解のなかには、ローバート・オーウェン（Robert Owen, 1771-1858）の教育万能的な社会主義思想を産みだす要因が潜められており、ヘンリー・ジョージ（Henry George, 1839-1897）の土地国有論は J. S. ミルの改良主義の新展開であり、さらにベンサムやミルの体系に矛盾的に包含されていた平等主義は、シドニーとベアトリス・ウェツブ（Sidney James Webb, 1859-1947, Beatrice Webb, 1858-1943）夫妻に代表される初期フェビアン社会主義者たちに影響を与えている。以上、中山・三木・永田編『同上』406～407頁と中山伊知郎編集代表『経済学大辞典』東洋経済新報社、Ⅲ巻、昭和43年版、85～86頁参照。ダイシーの代表的文献は以下である。A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the 19th Century*, 2nd ed., London, 1914. 『法律と与論との関係』清水金二郎訳, 1935年。

なおカーライルはドイツ・ローマン派の影響を受けていたので、ベンサムやミルの見解や自由党の政策に反対していた。カーライルは、デモクラシーはモボクラシーだと考えていた。モボクラシー（Mobocracy）とは Mobb（群衆）と Cracy（支配）、すなわち衆愚政治であり、原理的に是認できないという立場に立ちながらも、労働者階級の生活改善には多大な関心を寄せていた。後に帝国主義が保守党デモクラシーの領袖ベンジャミン・ディズレーリ（Benjamin Disraeli, 1804～1881）たちによって主張された際には、カーライルも賛意を表明している。マンチェスター派のブライト（John Bright, 1811～1889）、コブデン（Richard Cobden, 1804-1865）、ミル父子（James Mill, 1773-1836, J. S. Mill, 1806-1873）が帝国主義に反対したのに対して、帝国主義の主張は、イギリスの高い文化を植民地に移入し、原住民の生活改善と同時にイギリス国内の経済状態の向上にともなうプロタリア階級の生活水準の引上げに寄与できるという論拠を理論的基礎としていた。社会政策の推進に必要な費用を植民地開発に基づく本国経済の繁栄に求めていたディズレーリの保守党は、労働者保護を目的にした社会問題の研究会、すなわち青年英国党（Young England Party）を結成し、シャフツベリー伯（Lord Shaftesbury, 1801-1885）、サドラー、オースラー、ロバート・サウジー等の青年政治家がディズレーリの周辺に結集した。一方で帝国主義を掲げた保守党が地方で労働者の保護政策を唱道し、1847年には10時間労働法案を議会で可決通過させ、さらにディズレーリが首相となった1867年には、プロレタリア階級の参政権を認めた第2次選挙法改正案を議会で可決している。

こうした保守党の政策に対して苦悶し混乱したのは保守党よりも自分らの方が進歩的だと考えていた自由党であった。そして自由党の苦悶を解決し、方向づけたのが、1870年のグリーンたちによるオックスフォード理想主義哲学運動であった。この点は、本書の脚注32)を参照されたい。以上は同上『経済学大辞典』85～86頁、中山・三木・永田編・前掲『社会科学新辞典』406～407頁、木村・前掲

（次頁脚注へ続く）

た。すでに先進国イギリスの資本主義に対立と分裂、さらには解体の危機がみられたが、統一ドイツ帝国の宰相ビスマルク (Otto Eduard Leopold von Bismarck, 1815-1898) は、新興ドイツ帝国の永続的統一とイギリス資本主義と対抗して国際競争に耐え抜き、イギリスに追いつき、対等・互角の地位を占めて国際社会での安泰化をはかるためにも、国家を必要悪としてしか認めない自由主義国家観と、階級支配・収奪機関として攻撃批判する社会主義的国家観の双方とを、排斥する必要に迫られた³⁴⁾。

一国の分裂・対立・解体を阻止するには、個人間の対立や階級間の対立に際して、一方の側に加担しない態度と、双方の側に立って中立的調停・裁定者としての姿勢、さらに加えて権威ある行政・立法機関であることを、国家理論の外被に纏う必要があった。国家を不偏不党の一般意志を表現する機関とみなす見解は、すでにヘーゲルが人倫最高の形態だと国家を規定した段階で、唱道されていた。ビスマルクは、後進国ドイツの分裂と解体を回避し、統一を永続化するために、ヘーゲル流の国家至上・国家絶対主義観を積極的に採用し、一方で社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz, 1878-1890) を制定したり³⁵⁾、文化闘争³⁶⁾を推進したりして社会主義国家観や自由主義国家観

「一九世紀英国思想」293～295頁参照。増田四郎・宮下孝吉・高村象平・小松芳喬・玉島茂共著『西洋経済史』中巻、有斐閣、昭和31年の第6編『最近世』の第5章「経済的帝国主義」503～564、とくに505～516頁参照。中村英勝『イギリス議会政治史論集』東京書籍、昭和51年の「VII・一八六七年度の議会改革とディズレーリの議会戦略」249～314頁参照。

34) 田中・平山・鈴木『前掲』179～183頁。

35) 1875年にラッサール派とマルクス派がゴータで合同集会を開き、『ゴータ綱領』を採択し、議会主義をも手段にする両派の妥協的な運動方針を採択した。1877年の選挙では12の議席数を獲得したが、1年後の1878年に社会主義者がウィルヘルムI世を狙撃した事件が起り、ビスマルクは議会を解散し、社会主義労働党は非合法化された。

いわゆる上述のゴータ綱領 (Gothaer Programm) は、ラッサール指導の全ドイツ労働者同盟 (Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein, 1863年創設) とリーブクネヒト (Wilhelm Liebknecht, 1826-1900) やベーベル (August Bebel, 1840-1913) が中心勢力であった**社会民主労働党** (Sozialdemokratische Arbeiterpartei, 1868年創建、アイゼナッハ派) とが、1875年にゴータで合併し、**社会主義労働党** (Sozialistische Arbeiterpartei) を結成した。社会主義労働
(次頁脚注へ続く)

を排除し、他方で労働時間、失業保険、医療保険等々の社会政策的を導入して一般大衆の支持を受け、宗教対立や階級対立に起因する国内分裂を回避しようとしたのである³⁷⁾。

ビスマルクの飴と鞭³⁸⁾といわれる国家統一政策は、歴史学派、とくに社会

党は、ビスマルクの社会主義者鎮圧法の制定にもかかわらず、勢力を伸ばし、その後の1890年にドイツ社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschland) と改称した。だがラッサール主義といわれる合法的議会闘争と労働組合運動軽視路線に対しては、イギリス亡命中のマルクスが『ゴータ綱領批判』の1875年5月5日付の評注や書簡をリープクネヒトやベーベルに送り、またエンゲルスもマルクスと協力して、ラッサール主義に対する闘争を開始した。これらが後に、『ゴータ綱領批判』(Kritik des Gothaer Programms. マル・エン全集19巻, 11頁～) および『ラッサール主義との闘争』(ただしこれはマルクスとエンゲルスのラッサール派に対する批判の諸論稿を後日一括して表題付けたものである) と題されたマルクス主義の古典的文献になるのである。マル・エン全集19巻, 11頁～参照。また以上の点は上掲の『経済学大辞典』552～553頁をも参照した。

なお1891年にドイツ社会民主党は、正統派マルクス主義の承継者と称されたカウツキー (Johann Karl Kautsky, 1854-1938) が、エルフルト綱領 (Erfurt Programm) を起草して、ラッサールのゴータ綱領の理念と路線を完全に放棄した。

ラッサール自身の論著等については、下記の脚注40) を参照されたい。

36) いわゆる文化闘争については、前掲の田中・平山・鈴木氏の簡潔かつ平易な説明があるので、それを以下に引用しよう。『前掲』180～181頁。

「ローマ法王ピウス九世はイタリア統一による世俗権喪失を怒って反動化し、1870年ヴァチカン会議において『法王無謬説』を宣言した。ドイツのカトリック教徒はこれを採るか否か二派に分れ、反対する一派は他派に迫害されて政府に支持を求めた。ビスマルクは新しい教義が僧職による俗事への干渉を招いたと述べて、1871年末から種々の法令を出して、僧職が教育に従事することや説教壇を政治目的に使用することを禁じ、またジェスイット教団をドイツから追放したり教育の国家管理、僧職任命への国家の監督などを規定した。しかしながらこれに対してローマ法王はすべて無効を宣言し、カトリック僧侶は猛烈に反対し信徒の支持を得て服従せず中央党の議員増加を以て対抗し、1877年には92名を当選させて帝国議会の第一党としてしまった。この『文化闘争』は結局ドイツの分裂を招く傾向あり、また他方において社会主義者の進出にも対処しなければならぬ事情となったので、ビスマルクは1878年に法王ピウス9世が歿して和協的なレオ13世が立ったのを機会とし、相次いで反カトリック的立法を撤廃して行った。こうして文化闘争の結果は、中央党というカトリック党を有力化し、その結果、彼らはやがてビスマルクの支持者となった」。

37) 『同上』181～182頁。

38) 大河内一男『社会政策の基本問題』『社会政策原理』勁草書房、昭和26年、330頁。『獨逸社会政策思想史』上・下巻、昭和24年。

政策学派と称され、分配的正義 (Verteilende Gerechtigkeit) を力説したグスタフ・シュモラー (Gustav von Schmoller, 1838-1917) をはじめ、アドルフ・ワグナー (Adolph Heinrich Gotthilt Wagner, 1835-1917) ルヨ・ブレンターノ (Lujo Brentano, 1844-1931) に強力に支持されたばかりか³⁹⁾、ドイツ社会民主党の実践的活動家であったフェルディナント・ラッサール (Ferdinand Lassale, 1825-1865) の協力も受けることができた⁴⁰⁾。ビスマ

- 39) 平田富太郎『社会政策論研究』前野書房、昭和33年の第1章「資本主義肯定の社会政策論」の第1節「道義的社会政策論」21~63頁に詳しい説明がある。また榊原 巖『社会科学としてのドイツ経済学研究』平凡社、昭和33年の第6章「ドイツ帝国の『国民』経済学——グスタフ・フォン・シュモラー (1838-1917) ——」308~435頁参照。

1872年にアイゼナッハで社会政策学会準備会議が開催され、翌73年に社会政策学会 (Verein für Sozialpolitik) が正式に結成された。結成当初は、社会政策 (Sozialpolitik) は社会改良 (Sozialreform) と「同一の意味内容の言葉」として用いられていた。ちなみにわが国ではドイツから帰朝した東京帝大の金井延が提唱して、明治20年 (1887年) に創立され、明治40年 (1907年) 12月に東京で公開の第1回社会政策学会が開催されている。金井の社会政策は「国家的社会政策」(staatliche Sozialpolitik) であった。以上は大河内・上掲『社会政策原理』3~8頁。なお金井以外には、山崎覚二郎、田島錦治、高野房太郎・岩三郎兄弟、小野塚喜平次他が参加した。また平田『同上』(11頁) では、明治30年3月同会が創立されたと記されている。

シュモラー、ワグナー、ブレンターノの主要文献は、下記のとおりである。
G. von Schmoller, *Über einige Grundfragen des Rechts und der Volkswirtschaft. Ein offenes Sendschreiben an Herrn Professor Dr. Heinrich von Treitschke.*, Jena 1875. 戸田武雄訳『法及び国民経済の根本問題』昭和14年。Adolph Wagner, *Über Soziale, Finanz- u. Steuerpolitik*, in: *Archiv. Soziale Gesetz u. Statistik*, Bd. 4. 1891.

Lujo Brenntano, *Die gewerbliche Arbeiterfrage*, in: *Handbuch der politischen Oekonomie*, hrsg. von G. Schönberg, Bd. 1, Tübingen, 1882. 森戸辰男訳『労働者問題』大正11年。

- 40) ラッサールの『労働者綱領』(*Das Arbeiterprogramm*, 1862) は小泉信三氏によって邦訳され、岩波書店から昭和3年に出版されている。また『学問と労働者』(*Wissenschaft und Arbeiter*, 1863) と『公開答状』(*Die öffentliche Antwortung*, 1863) は猪木正道氏が創元社より昭和28年に訳書を出版している。小泉・猪木両氏とも、詳細な訳者解説を両訳書の巻末に付記しているが、ラッサールとビスマルクの関係については、猪木氏が次のように述べているのを引用しよう。

「ラッサールの国家観は、^{コンミュニティ}民族共同体としての国家の本質を把握している点で、
(次頁脚注へ続く)

ルクは、実際には北部ドイツ、すなわちプロシアのユンカーの利益のために、この国家観を採用したのであるが⁴¹⁾、公平にして中立的な国家論の主張には、ビスマルクの真の意図を見抜いた人々も、見抜けなかった人々も、国際競争の分野で敗退しないために、また国内的に後進新興国ドイツの統一を保持するために、共鳴したのである。

(4)キリスト教社会主義国家論とマルクス主義階級国家論

いかなる社会制度の下においても、平等を要求し、自由を希求する思想や運動が生れるのは、歴史が証明するところである。とくに貧困や財産の不平等を批判・強調する人々は共産主義思想を唱道するであろうし、また権力および権力の行使を否定する人々は無政府主義の思想を鼓吹するであろう。万人の平等あるいは平等思想を唱えるだけでなく、理論化して後世の平等思想に影響を及ぼしたのは、ギリシャ哲学の系譜に属するゼノン（Zenon, 約340-265 B. C.）およびストア学派の自然法思想とヘブライズムの系統に属するキリスト教神学とであった⁴²⁾。ストアの自然の大法は、ケケロ（Marcus

民衆の素朴なる本能に訴えるものをもつ。後年の修正主義はこの点でラッサール主義と結びついている。次に注目されることは、彼の国家観があきらかに、ブルジョアジーの夜警国家観に意識的に対立して主張されている点である。この点はプロイセン進歩党の皮相なるマンチェスター主義にたいする反作用も与って力あるものと考えられ、ラッサールが実際運動にさいして進歩党との対立のはて、保守反動勢力と接近せんとしたのも、すくなくらずこの国家観に負っている。民族共同体としての国家を強調することはよいとしても、ラッサールのようにこれを神聖化するに至るとあきらかに反動勢力を利することとなる。とくに民衆が十分啓蒙されていず、王権神授説的絶対専制主義の伝統が強固なところでは、この危険は一そう大である。なぜならブルジョア民主革命が完遂されない地盤では、国家と封建勢力とは不可分であるから、国家の神聖化はただちに保守反動勢力の温存となる。ラッサールの国家観にはヒットラーのそれを彷彿せしめるものがあり、ビスマルクとの交渉もこの意味で非偶然的なものといえる」。猪木「同上」143頁。

41) 木村・前掲「国家と経済」23頁。

42) ゼノンを開祖とするストア学派の自然法（ゼノンが弟子たちに教授した廊下のことを、ギリシャ語ではストアという）とデモクリトスを流祖とするエピクロス学派の自然法が、ローマおよび中世の自然法に受け継がれ、さらに近世の啓蒙的・人道的自然法を産みだしてくる。なお自然法については、平井新『近代社会思想史』慶友社、昭和23年の第2章『啓蒙社会主義の理念的背景』の第1節「自（次頁脚注へ続く）」

Tillius Cicero, 106-43 B. C.) やセネカ (Lucius Annaeus Seneca, ⅞-65) などによってローマに伝授され、ローマで初めて自然法と称せられることになり、ユスチニアヌス皇帝の時代に完成されたローマ法典の有力典拠となったといわれ、その後のヨーロッパの思想、とりわけキリスト教への影響は大であったと考えられる⁴³⁾。

紙数の制約上、本稿では歴史に残る著名な社会主義や共産主義の思想家たちの名を列挙できないが、原子論的自由主義が集団主義社会観へ移行していった19世紀後半の2名のキリスト教社会主義者について、ごく簡単に言及しておこう。たとえば、ジョン・フレデリック・デニスン・モーリス (John Frederick Denison Maurice, 1805-1872) やチャールス・キングズレー (Charles Kingsley, 1819-1879) は、キリスト教が友愛と相互扶助とを目的とするのに対して、資本主義は無制限な自由競争に基づいた飽くなき利潤獲得欲と弱肉強食とを目的にしていると述べ、キリスト教の精神と資本主義の精神とは異質にして併存・両立できない内容のものだと説いた。彼らは、キリスト教の友愛と相互扶助による協同組合主義を自由主義に代るものとして唱道した⁴⁴⁾。

然法」23～57頁および北沢新次郎『社会思想講話』ダイヤモンド社、昭和28年の第1章「ギリシャにおける社会思想」第2章「ローマ帝国時代の社会思想」7～38頁を参照。

なおストア学派の著名な最後の学者は、エピクテトス (Epiktētos, 55-136) とマルクス・アウレリウス (Marcus Aurelius Antoninus, 121-180) であるが、前者はローマの奴隷出身、後者は執政官を父にした貴族出身でローマ皇帝であったが、両者については、中央公論社刊の世界の名著13巻『エピクテトス、マルクス・アウレリウス』の「エピクテトス」271～408頁、「自省録、マルクス・アウレリウス」409～357頁を参照。

- 43) 平井『同上』の第1章の4の「ローマ及び中世の自然法」36～38頁。5の「近代自然法」39～40頁、6の「近代自然法論者」41～50頁を参照。
- 44) 前掲『経済学大辞典』Ⅲ巻、116～117、119頁。木村・前掲「国家と経済」21～22頁。なおモーリスやキングズレーに言及していないが、キリスト教思想がどのような影響を経済社会に与えたかについての文献は、以下である。Jacob Viner (edited by Jacques Melitz and Donald Winch), *Religious Thought and Economic Society*, Duke University Press, 1978. 久保草和・橋本比登志・篠原久・井上琢智共訳『キリスト教思想と経済社会』嵯峨野書院、(次頁脚注へ続く)

上述のようなキリスト教社会主義と同様に資本主義が人間を機械に従属させたり機械の一部として取扱う点や人間労働を商品化して売買する社会を創

1981年の第1章「キリスト教の教父たちの経済的教義」1～50頁には、当時のキリスト教の教父の共産主義がどのような内容のものであったかについて記されている。

またミルの代表的研究家の1人、福原行三氏の次の指摘は傾聴に値しよう。

「……ミルは、政府の権力的干渉をできるだけ小範囲にとめておくべきものとし、要するに随意的干渉とする分野にあっては、自由放任を一般に実行すべきものであって、この主義を離れるときは、いやしくも多大の福利がこれを必要とする場合のほか、必ずや弊害をもたらすものである。」「一般原則として人生の事業は、これに直接の利害関係ある人々がこれを自由に行うように放任し、法律の命令または官吏の干渉に支配されざるをもって宜しとなす」と主張する。しかしこの自由放任主義は手放しの自由でないことは注意すべきである。この点は、該主義に対する多大の例外を指摘することからもわかるであろう」。福原『J. S. ミルの経済政策論』啓文社、昭和35年、98～99頁。

「……政府の干渉は、自由に放任しうる場合の条件が各個人に欠けているときに必要となると考えられる。その条件というのは、個人が自身の利害の最適判断であるということ、および他人のために正当な行動をなしうる者であるということである。逆に言えば、こうしたことが充分できる個人にしてはじめて自由放任が認められるのである。ミルの個人主義・功利主義は、本来の個人の独立のみを一方向的に強調するものではなく、個人という私的観念に関係しながらも、これら個人は他人のことを充分考える個人であった。だから、個人的利益と全体の利益の結合は、後者の優位においてなされ、後者を實現すべく行動することのうちに、前者が實現されると考えたとも言えるのであって、これは教育によって充分達成されると考えた。スミスにあっては、個人と全体の調整は神がなすものであったが、ミルにあっては既に出発点の個人が利他的に教育されていくべきものである。だから各人が利己心に従って自分の状態を改善する場合、すべての者したがって全体の幸福は増大させられるのであり、この限りで利己が是認される。以上がミルの個人主義・自由主義の意味するところであって、個人がかような状態に遠い間は、右のような政府の干渉が必要とされる。換言すれば、右のような意味の個人主義・自由主義を實現するのに政府の干渉が必要であるとみたのであって、それ以上に亘って干渉が深く加えられ、個人の独立と創意を阻害するような政府の広汎な社会的・経済的統制には斗将として極力反対したのである。」『同上』103～104頁。

また堀経夫編『ミル研究』未来社、1960年の第3論文（福原著）「ミル経済政治論」49～102頁、第5論文（大道安治郎著）「ミルにおける経済学と社会学」129～174頁参照。

なお1829年のイギリスにおけるカトリック解放令 Catholic Emancipation Act についても重視する必要がある。これはイギリス国内のカトリック教徒の不平等の地位を解放した法律である。1884年の第3次選挙法改正やその後の婦人参政権運動の影響についても言及すべきであるが、紙数の制約上、別稿で論及する。

り上げてしまったことに対して、文学者や詩人らの芸術家たちが文明批評の観点から批判を行い、中世における人間労働への復帰を力説した。だがこうした文明批判と中世への美意識からの復古主義が、感覚的にまた感情的に吐露されたとしても、所詮このような見解は、歴史の変化を学理的に究明していないという点で、社会の変動を阻止できるほどの強い説得力をもつものではなかった。この主張の代表者としてはジョン・ラスキン（John Ruskin, 1819-1900年）が指摘できよう⁴⁵⁾。

さまざまな社会主義や共産主義についての思想が19世紀全般にわたって出現してくるが、そのなかでも理論面かつ行動面で最も大きな影響力を発揮したのは、マルクス主義であった。マルキストは、人類史を階級闘争の歴史とみなし、人類の真の解放、すなわち平等社会は、搾取され収奪され、また支配されているプロレタリアートが権力の奪取とともに解放され、その後のプロレタリア権力下でブルジョア階級を階級として完全に消滅させ、無階級社会が成立したときに実現される、と考えていた。彼らの国家論が階級国家論という名称で呼ばれるのは、上記の理由によるのである。

マルクス主義階級国家論は、明らかに階級対階級の支配・被支配関係の歴史の変遷を、個人という原子論的社会構成要因からアプローチする社会・国家観ではなく、階級という一元的集団をもって社会・国家が形成される集団主義の社会・国家観であった。

(5) 多元的社会・国家論

19世紀後半、とくに1870年代以降の社会・国家論は、国家対個人の関係において国家の干渉を原則的に是認し、国家介入の正当化によって、時には国家の優位が強調されたと同じく、国家と社会集団との関係において集団が彼ら自身の権利を主張して国家と対抗する勢力を保有してきたという点に、特徴をもつ。ヨーロッパでは、労働組合と並んで宗教結社が、国家対集団の対立関係を形成したのである。労働組合、教会以外にも、株式会社、学校、政党、協同組合等々の勢力集団が、国家を形成するという見解、すなわち多元

45) 木村「同上」22頁。

主義の社会・国家論が提出されてくる⁴⁶⁾。多元論的社会・国家論と既述のマルクス主義階級社会・国家論とは、集団主義の社会・国家論の双壁、すなわち相対立する社会・国家論である。多元主義の社会・国家論と一元的なマルクス主義社会・国家論とは、それぞれ別稿で取り上げ論及するものである⁴⁷⁾。

3. 多元的国家論者・クロスランドの社会改良主義的福祉国家論

1) クロスランドのマルクス主義階級国家論批判

イギリス労働党左派を理論的に一時期指導したのがベヴェンとすれば、C. A. R. クロスランド (C. A. R. Crosland) は、右派の理論的指導者であったのみならず、『社会主義の将来』(*The Future of Socialism*, 1956) の著者として有名である。本書の日本語訳版のタイトルは『福祉国家の将来』であり、関嘉彦監訳で1961年に論争社より刊行されている。だが彼が用いる社会主義という用語は、世人がこれまで通例的に考えてきた内容のものとはまったく相違している。ソーシャリズムという概念は、伝統的な社会主義という用語範疇とは異なり、福祉国家 (Welfare State) を指しているといえる⁴⁸⁾。換言すれば、人間の理性や目的意識によって資本主義を漸次的に改良して行く結果、成立してくる混合経済型の福祉国家だと規定される概念である⁴⁹⁾。

このような福祉国家論的修正社会主義は、マルクス・エンゲルス流の社会主義国家論と対立するのは自明の事柄である⁵⁰⁾。マルクス学派が唯物史観に

46) 高田保馬『社会と国家』岩波書店、大正11年、256～258頁。拙稿・前掲「マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の復活——高田保馬の階級社会・国家論批判を中心に——(経済政策と国家機能・IV)」徳山大学論叢、27号、1986年12月刊、15～17頁。

47) 拙論稿の連載シリーズの(V)である。

48) Crosland, *The Future of Socialism*, Jonathan Cape, 1956, preface. また関嘉彦監訳『福祉国家の将来』上・下巻、論争社、1961年、「監訳者はしがき」。

49) 「同上・監訳者はしがき」

50) クロスランドは次のように力説している。「マルクス主義者が政治闘争の本質に関する不完全な分析に基づいて冒した誤謬の一つは、政治的民主主義の社会経
(次頁脚注へ続く)

基づいて階級関係的な国家論を展開し、社会制度の移行の必然性を分析するのに対して、クロスランドの場合は、マルクス主義の方法を部分的あるいは個別的には価値あるものとみなしながらも、絶対視していない点に特徴がある⁵¹⁾。

クロスランドやイギリス社会民主主義者にみられる国家論は、経験主義の国家論である。このことは、内容を細部において異にしながらも、反マルクス学派の国家論と方法的に軌を同じくしていたといえる。別言すれば、マルクス主義階級国家論に対立する、非・反マルクス主義者たちの国家論は、経験主義と多元論的方法とに立脚している限り、内容的に相違点があるとはいえ、同一範疇の国家認識を有していると結論できる。したがって、マルクス・エンゲルスの方法や教理からみれば、クロスランドや社会民主主義者たちの国家論はもとより、さらには自由主義的国家論者たちを、一把ひとからげにして批判することはきわめて容易な業であろう。だがこうした唯物史観と資本論体系の諸理論から行われる批判は、現実に妥当しない、いちじるしく説得力に欠けるものといわなければならない。歴史の発展と社会科学の進歩は、マルクス・エンゲルスが説いた国家論を理論的にも現実的にも限界があることを立証してきている。したがってマルクス学派から行われる批判は、

済的帰結を、不当に過小評価したところにある⁽⁵²⁾。「しかしこの事業は、資本主義発展に関するマルクス主義者の予言がイギリスばかりか事実一切の民主主義国において絶対に実現されなかった根本的理由なのである」。 *ibid.*, pp. 56~57. 訳書(1), 85頁。なお脚注内注記は、*New Fabian Essays*, Turnstile Press, 1952, p. 35. 『社会改革の新構想——新フェビアン論集』社会思想研究会訳, 66頁。

51) クロスランドは、国家の本質を機能的国家と捉えており、次のように述べている。なお筆者の訳文と訳書のそれとは必ずしも一致しない。

「国家は、今日、明らかに雇用水準、所得分配、蓄積率、国際収支を規制（乃至は規制しようとして）している。そしてその活動は産業の規模、生産様式、投資決定の方向に重大な影響をもっている。消極的国家は積極的国家に道を譲るか、少なくとも究極的には責任国家となっている。すなわち政治的権威は経済生活の最初の裁決者としての姿を現わしている。無制限の市場関係という短くかつ歴史的にみて異常だった時代は過ぎ去った」。 *ibid.*, p. 63. 訳書(1), 94頁。

明らかにクロスランドは、国家を「積極的国家」active state と「消極的国家」responsible state とに分け、機能面と倫理面から捉えていると理解できよう。

所詮、外在的・超越的な批判の枠内にとどまり、相手理論の内在的・核心的批判を有効的に行わしめるのに成功していない。

そこで下記の各節でクロスランドの見解を手懸りとして、現代の社会民主主義あるいは民主社会主義者たちが主張する社会改良主義的福祉国家論的方法的見地ならびに内容を、詳細に検討し、また吟味することにしよう。

2) 社会科学方法における2大学派

— マルクス主義と非マルクス主義の方法対立 —

既述したごとく、クロスランドや社会改良主義の諸論者たちの国家論は、多元的方法に基礎づけられて主張されていることを、筆者は指摘した。ただしクロスランドが、彼自身の方法を多元的手法に立脚していると強調しているわけではないことを、一言注意しておこう。

現代を展望したときに、われわれ社会科学の研究にいささかでもたずさわる人間は、社会科学の方法が2大別され、また国家論も2大範疇に区分されて論議されているのを、いやでも知らされる⁵²⁾。こうした方法上の対立は、社会科学の分野のみならず、人文科学や自然科学の分野においてもみられる。社会科学の一領域である経済科学の世界においても、昭和20年代、30年代、それに40年代前半頃までは両派の対立と拮抗が激烈なものであったことは、改めて強調するまでもないだろう⁵³⁾。最近では、両派は表面的には平穩そのもののほとんど没交渉の状態にあるが、以前の対立の要因があまり解決されていないので、内面的には冷やかな並存・共存の関係を持続させているとい

52) 拙稿・前掲「マルクス主義経済国家論批判と機能的多元社会論の復活」。

53) たとえば次のような文献を指摘できよう。エコノミスト編集部編『対決する二つの経済学——近代経済学かマルクス経済学か——』毎日新聞社、昭和33年。上林貞次郎『近代経済学とマルクス経済学』、ミネルヴァ書房、昭和37年。向坂逸郎編『マルクスの批判と反批判』マルクス・エンゲルス選集16巻、新潮社、昭和33年。Georges Lukacs, *Existentialisme ou Marxisme ?*, Nagal, Paris, 1948. ジョルジュ・ルカーチ『実存主義かマルクス主義か』城塚登・生松敬三共訳、岩波現代叢書、1953年。

う状態にある⁵⁴⁾。

そこでこれまでの両派の対立をジャーナリスティックに羅列してみると、下記のようなだろう。たとえば経済理論の世界では、「ケインズかマルクスか」「ヒックスかマルクスか」、経済史の領域では「ドーブシェかマルクスか」「マルク・ブロックかマルクスか」、政策論では「ゾムバルトかマルクスか」「ミルかマルクスか」「マーシャルかマルクスか」、等々が指摘されよう。経済科学の領域だけではない。このような「対決」標語は、社会科学の他の領域にも見出される。政治学における「ラスキかマルクスか」、社会学における「ウェバーかマルクスか」「ジメルカマルクスか」「テンニースかマルクスか」「デューイかマルクスか」等々である。社会科学の分野だけではない。人文科学の分野においても、「サルトルかマルクスか」「キェルケゴールかマルクスか」「ヤスパースかマルクスか」「西田哲学かマルクスか」、あるいはややニューアンスを異にするが、「ヘーゲルかマルクスか」「カントかマルクスか」がある。自然科学の分野においてもこの例に洩れない。生物学における「メンデルカルイセンコか」、心理学における「フロイトかマルクス学派か」、物理学における「相対理論かマルクスの理論か」「経験批判論か唯物論か」等々がある。もっとも自然科学の分野においては、人文・社会両科学の分野におけるよりも対立は表面的には必ずしも熾烈なものではない。その理由は、自然科学においてはイデオロギー、世界観、人生観等の思想的側面が必ずしも方法論の展開に当って、如実に現われていないからだと考えられる。

ジャーナリズムによってこのように喧伝された「対決」ムード、あるいはジャーナリスティックな興味本位の論争態度と換言しても良いが、確かにこ

54) 安井琢磨氏は、上記のエコノミスト編集の両派の対立について自らも寄稿しつつ、次のように指摘している。すなわち昭和33年時点で安井氏は、『対決する二つの経済学』ではなくて、『並立する二つの経済学』である。そうしてこれが偽りのない日本経済学界の現状であろう。以上、上掲の『対決する二つの経済学』278-279頁。今日でも、並立・並存の状態が続いていると述べるのが、妥当的ではなからうか。

うした論争が昭和20年代から40年代前半頃にかけて「一つのムード」を醸成したことは間違いない。

こうした「論争ムード」「対決ムード」は、興味本位に採り挙げられる限り、不真面目の誹りを免れ難い。しかしながら1870年代以降、今日に至るまで、2大学派の論争は折りにふれ時にふれて世界のあらゆる場所で行われてきたこと、2大学派の内にもそれぞれの小学派があって、その各々が相互に誹謗をしながらも、2大学派の議論が展開されると、小学派は休戦して、ほぼ一致団結して相手に当ろうとしてきた点とを考えに入れた場合には、2大学派の対決はジャーナリズムのみが惹き起したムードだと短絡的に考えてはならないであろう。この両学派の「対決」は学問方法の相違から起る一種の「宿命」であって、両学派に属する人格円満な研究者か、方法論の相違に無頓着な学究かが、並存を黙認しているにすぎないともいえよう。

今一つ、こうした対決ムードから伺い知れる事実がある。それは、マルクス学派がほとんどすべての面でマルクス、エンゲルス、レーニンを代表させて論争するのに対し、アンチ・マルクス学派は、それぞれの分野で異なった代表選手を立てて論争しているという点である。人文・社会両科学のすべての部門において常にマルクス学派が代表選手としてマルクス、エンゲルス、レーニンを押し立ててくるのに対し、対抗学派の選手が極度に分業化されて登場してきたという現象は、一体全体、何を物語っているのだろうか。

マルクス学派の論者、マルクス学派に好意的な論者、マルクス学派に好意的でない論者、マルクス学派を否定する論者のそれぞれによって、以上の現象の評価が異なっているのは、蓋し当然のことである。

だがこれらの各論者に共通していえることは、マルクスの天才的努力が近代文明社会における画期的な社会分析の手段を提共したという点であり、相違しているのは、マルクスの方法に全面的に傾倒するか、しないかという点においてである。もちろんクロスランドは、後者の立場である。

さて人文・社会両科学における両者の方法的対立は、現実世界の本質規定を行う際に学理的にはより一層、乖離した結果を示す。なんとならば現時に

至るまでの世界史の変遷をどのように考察するかによって現実世界の特徴を鮮明にすることができるからであり、また将来における世界史の変遷をも予測することができるからである。この際、主役を果すのは社会科学である⁵⁵⁾。そして人文科学は社会科学が現実により有効的に接近する際の補助科学として役立つ。しかし人文科学はただ単に補助科学として現実接近に、間接的に役立つだけではない。ときにはより積極的・直接的に現実接近の方法見地を支配する。マルクスはもちろんのこと、ウェバーも明言しているように、現実接近に当って当事者の価値評価を払拭させ得ないという事実が、当事者の方法的見地に影響し、またそれを支配するからである⁵⁶⁾。その限り人文科学の社会科学方法論への積極的な絡み合いを重視しなければならない。とはいってもこの本稿では、人文・社会両科学の相互関係に焦点を当てて論述することを課題としていない。しかしながら一言付加するならば、2大学派間の方法的見地の対立は、人文・社会両科学間の相互補完関係をどのように把握するかについてもまた見解を異にしているという事実を指摘するだけでよいであろう。つまりマルクス学派は社会・人文科学間の相互補完的絡み合いをあまり重視しないが、それ以外の学派はいちじるしく重視しているという点がある。マルクス学派の土台にかかわる学問と上部構造に属する学問との関係を想起されたい⁵⁷⁾。今は、この点を指摘するだけにとどめておこう。

55) 社会科学の領域に属する経済学と政治学とを比較した場合にも、法則は経済学の世界にはあっても政治学の世界には存在しない。

56) Max Weber, *Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*, 1904. 恒藤恭校閲, 富永祐治・立野保治共訳『社会科学方法論』岩波書店, 昭和11年, 14~15頁参照。なおこの論文の直訳は、「社会科学的並びに社会政策的認識の『客観性』」である。

M. Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, s. 9. 阿閑吉男・内藤莞爾共訳『社会学の基礎概念』角川書店, 昭和28年, 29~30頁。

57) 土台が上部構造を規定するのか、上部構造の土台への反作用を重視するのかといういわゆる唯物史観の公式にみられる、マルクス主義者たちによって今だに明確に説明されていない論点のことである。

1845年から1846年にかけてマルクスとエンゲルスが発表した『ドイツ・イデオロギー』(*Die deutsche Ideologie*. マル・エン全集3巻17頁~)以来、多くのマルキストたちが解説した上記の論点、たとえばわが国の戦前期におけるマルクス唯物史観の代表的マルクス主義者・永田廣志氏や戦後のマルクス主義哲学の権
(次頁脚注へ続く)

さて現実接近に際して当事者のイデオロギーが払拭されないで、現実接近の方法に影響を与えるか、あるいは支配すると述べた。しかしこの用語法は必ずしも正確ではない。なんとならば、「イデオロギー」という用語は、現在では誰もが自由に用いている熟語であるが、マルクス学派固有の用語であって、他学派においては本来使用していなかった概念であるが、階級意識に徹しない弾力的思考型の非マルキストたちがつつい便利なので濫用し、今日に至ったものと思われる。唯物史観に立脚するマルクス学派固有のタームである「イデオロギー」（観念形態と翻訳される）は、政治、法律、思想、哲学、道徳、宗教、芸術、自然科学等の社会意識のさまざまな現象形態であると規定されており、物質的経済的土台に対して、それを反映する上部構造の観念形態であると考察されている内容の用語である⁵⁸⁾。したがって、厳密に言えば他学派の採用し得ない用語ないしは概念であることを注意しておきたい。賢明にもマックス・ウェバーは「世界観」あるいは「人生観」という用語を使用し⁵⁹⁾、彼自らの社会科学の積極展開に際してはイデオロギーという用語は採用していない。その点では、われわれやクロスランドの用語使用は、ウェバーに比べると必ずしも厳密でないといえるだろう。

それでは以下に一元論と多元論の相違に焦点を当てつつ、クロスランドや社会改良主義者たちの国家論が影響を受けたと推測されるイギリス経験論について、論及することにしたい。

威者・柳田謙十郎氏の解説も、大同小異の説明内容であって、つまるところは土台＝下部構造が上部構造＝意識観念を規定すると述べている。

永田廣志『唯物史観講話』増補版。白揚社、昭和11年、第4章「辯證法的唯物論」74～130頁、第5章「科学としての史的唯物論」131～150頁、とくに第2節「史的唯物論の根本命題」137～150頁を参照されたい。柳田謙十郎『観念論と唯物論』改訂版、創文社、昭和26年、第2部「唯物論の哲学」の「4・唯物史観」200～254頁を参照されたい。

58) マルクス・エンゲルス、前掲『ドイツ・イデオロギー』3巻、22頁。永田『同上』147頁。柳田『同上』217頁。

59) ウェバーの力説するところに注目したい。Weber, *ibidem*, ss. 166～167。富永・立野訳、前掲『社会科学方法論』39頁。

3) 一元論と多元論, 実証主義と経験論

話を核心に近づけることにしよう。社会科学の方法論が、2大学派により厳しく対立していることは前述したとおりである。一方は唯物史観に立脚するマルクス学派であり、他方は唯物史観に立脚しないアンチ・マルクス学派である。マルクス学派は、土台である経済構造を、支配的な決定要因として第一次的に重要視する。これに真向から対立した見解、すなわちマルクス学派の下部構造基本説に反対し、上部構造の土台への反作用を重視したというよりは、人間の英知や理性の働きを根本的に重視した立場に立つ多元的決定論者は、マルクス学派の経済要因決定説（これは一元論的決定説であるが）を否定する。この意味では多元論者は、歴史が法則的に、しかも一因的に規定されるという見解には組しない。

もちろん一元論的決定説にも、物的要因を規定因とするか、心的要因（たとえば絶対理性・神）を規定因とするかによって立場が異なる。いわゆる唯物論的立場と唯心論的立場の相違が⁶⁰⁾、これである。

唯心論を規定因とする立場でも、絶対理性（神）を規定因とみるか⁶¹⁾、人間理性を規定因とみるかによって見解が異なる。絶対理性を規定因とみなせば、神の意志によって社会の推移や人類の歴史が決定されるわけであるから、多元的要素を規定要因のなかに含まない。だが人間理性一般を規定因とみなすならば、個々別々の人間の理性のいずれを唯一の絶対的基準とおくかについて、判断が相違しよう。勢い人間理性一般を規定因とみなす場合には、経験、常識、知恵、習慣、伝統、嗜好等々の他の諸要因を決定要因のなかに包含する可能性が高くなる。すなわちそれは多元論的決定説⁶²⁾に接近して行く

60) 『哲学事典』平凡社、1971年、79頁。

61) 『同上』1412頁。カントの認識論的観念論、フィヒテの倫理的唯心論、シュリングの美的唯心論をへて、ヘーゲルの論理的唯心論に到達した。

62) 『同上』905頁。

W. ジェームズは哲学的立場の諸対立を人間の気質の硬軟の2形式に還元して、硬派＝経験論的一唯物論的一多元論的…、軟派＝合理論的一観念論的一元論的…のごとく表示し、プラグマティズムこそ両系列を満足せしめうる立場と自認した
(次頁脚注へ続く)

し、また歴史の推移を唯一絶対の要因に基づいて運行されるとも考えてはいない。

上述の事情は、イギリス経験主義の名で知られる社会および歴史に対する認識方法を研究すれば、明らかになることである。イギリス経験主義は、合理論に対して戦った。経験論は、デカルト（René Descartes, 1596-1650）の生具観念を否定し、感覚を重視するホブズ（Thomas Hobbs, 1588-1679）を登場させたが、この意味ではイギリス経験論は、カント（Immanuel Kant, 1724-1804）の哲学を産みだす条件づくりをしたといえる⁶³⁾。

イギリス経験論は、実践性という特徴のなかで、自由と平等とが両立することや、自由と平等の両者が同時に、ただしバランスをとって実現されることを主張している⁶⁴⁾。

自由と平等とは、本来相対立する目的概念である。自由の完全な希求は、平等を実現しないし、また平等の完全達成は、自由の完全実現を制限してはじめて可能になる。自由を極力保障しながら、平等の十全な達成を同時の目的とする場合には、自由と平等の双方を、人間の理性の発揮によって相互秤量しつつ、時代と場所を異にした基準で、制約する必要がある⁶⁵⁾。したがってイギリス経験主義哲学は、自由を犠牲にしない、平等を犠牲にしない、自由と平等とは均衡的に併存し得るという目的を解決しようとした実践的立場の思想体系である、と特徴づけることができよう⁶⁶⁾。クロスランドが、平等

が、事実上は、事物の間の統一と分離との均衡が最終的に決定されるまでは多元論にくみせざるをえぬという立場をとる。

63) 太田可夫「イギリス経験主義」社会思想研究会編・前掲『社会思想史十講』上巻、136～137頁。

64) 「同上」の「四・経験論の実践哲学」137～160頁、とくに137～140頁参照。

65) 気賀氏や木村健康氏の前掲諸著作の中心的論点の1つが、自由と平等との関係の理性的・合理的解決にあることは、両氏の文章の行間からにじみ出ている。個人の自由の問題と並んで集団の自由の問題が19世紀後半以来、議論されてきたのも、「国家の価値は、国家行動が、国家に期待されるよう果しているかないかによって定まる」木村・前掲「国家と経済」36頁。また気賀・前掲『社会的進歩の原理』第5章「個人的自由と権利の内容について」の「二八・平等論」130～134頁、「二九・政治的平等」134～138頁、「三〇・経済的平等」138～143頁参照。

66) 気賀『同上』第10章「自由の理想」280～306頁参照。

の探究を追求した際にも、既述の論点が彼にとっての解決課題になっていたのである⁶⁷⁾。

それではイギリス経験論が、19世紀および20世紀を経過する過程で、現代市民社会のデモクラシー政体理論に、どのようにして結実していったのであろうか、この点について論じるのが、本稿での以下の執筆課題である。

4) 経験主義と社会契約説的国家

イギリス経験主義哲学の牧徴は、個人が相互に自由に侵害し合わないこと、個人が相互に上記の趣旨を協約し合い、かつその協約を遵守させるための社会機構あるいは国家機関の形成を必要としている点にみられる⁶⁸⁾。いわゆる社会契約説と称される社会構成・国家構成の原理が、これである。そしてこの原理こそ近代市民社会を思想的にも倫理的にも成立させ、維持させてきた基本哲学なのである。蓋しこの説に依拠してのみ、自由と平等との併存を社会現実に可能にしたデモクラシーの合理性論あるいは合理化のための論拠が得られるからである。

西側諸国における社会科学・人文科学の領域においては、多元論的方法や経験主義の歴史観に立脚する社会・人文科学者が、マルクス主義を方法的基盤とする社会・人文科学者たちと、個人的な人間関係の濃淡は別にして、思想的・方法的に対立し合っていることは既述したとおりである。

クロスランドやイギリス社会民主主義者（あるいは民主社会主義者というべきだろうか）たちが正統派といわれるマルクス・レーニン主義に対して思想的・学理的・方法的に対抗する立場から、多元論的・経験主義的社会進化論に立脚して対立する反面、極端な自由放任主義や政策にも反対して、議会制民主主義に基盤をおいた政府の政策介入を支持しつつ、所得の不平等分配、教育の機会均等の向上改善、産業民主化等を含む社会改良を唱道したの

67) Crosland, *ibid.*, Part IV. 第IV部「平等の探究」の第9章「社会的平等の主張」、第14章「富の分配(1)」72～108頁、第15章「富の分配(2)」109～128頁参照。

68) 太田・前掲「イギリス経験主義」148～150頁。いわゆる契約と公平という2つの正義のことである。

も、「経験論の実践哲学」を彼らの社会哲学としていたからに他ならない⁶⁹⁾。近代思想の特徴は、個人を根底にしていることは否定できない。個人对国家の関係が集団对国家の関係へ変遷したといっても、集団を構成するのは、あくまでも原子論的個人である。したがって太田可夫氏の説くように、イギリス社会の研究からは、「我々は個人的なるが故に社会的である。個人の問題に熱心であるが故に、或は個人の問題を考えるが故に、必然的に社会的にならざるを得なかったのである」⁷⁰⁾。すなわち個人の生活の原理を社会全体のなかでいかに調和的に樹立させるかということである。

クロスランドの次の言葉は、明らかに上記の事情を具体化して述べていると考えられる。「……ロシアにおいては、イギリスのもっとも時代おくれの社会主義者にあたる左翼の人々は、国有化と計画化がゆきつくところまで行ったという単純な理由で、緊急な問題はもはや残っていないとは考えずに、反対に、イギリスにおいては資本主義と社会主義の問題ではないところの諸価値、とくに個人的自由と不同意の権利の増大に関心を抱くであろう」⁷¹⁾。また第2次大戦後のイギリス労働党政府の経済領域以外での業績をみれば、「左翼陣営の各方面での頭の切りかえを要求するであろう。伝統的に、あるいは少なくともマルクス以来、社会主義思想は、資本主義によって提起された経済問題によって支配されてきた。それは、貧困、大量失業、汚濁、不安定性であり、また全制度のさしせまった崩壊の可能性ですらあった。これらは、もっとも苛酷で、緊急な性格の問題であったから、主要な経済上の変革が、他の分野における社会主義政策の実行に先立たなければならないと論ずることは正しかった。

69) 「同上」137～138頁。「実践的な問題についてはイギリスの経験論は不滅の功績を残した。このことは例えばスミスを見ると明瞭になる。先に私はアダム・スミスを経験論哲学者の中に数えたが、彼は言葉の正しき意味において哲学者であった。アダム・スミスは現在では経済学の鼻祖といわれているが、これは必ずしも当たらない。彼が経済学を打ち立てたということは間違いではないが、それだけではなかったからである」。

70) 「同上」140頁。

71) Crosland, *ibid.*, p. 420. 訳書(2), 399頁。

しかし、それは今日、徐々に正しくなりつつある。資本主義は、ほとんどかつての面影をとどめないほどに修正されてきた。時に生ずる軽度の景気後退と国際収支の危機にもかかわらず、完全雇用と、少なくとも耐えうる程度の安定性は維持される見込みがある」⁷²⁾。

現代イギリス資本主義社会での高い失業率はクロスランドの言葉にある完全雇用という状態を裏書きしてはいないが、最近における失業率の低下と高い失業率であってもイギリス経済が体制基盤的に保持している「耐えうる程度の安定性」に注目する必要があるだろう。

筆者自身、クロスランドの多元的修正社会主義福祉国家観から教示されることはあっても、その思想や理論体系に賛成しているわけではない。本稿で彼の福祉国家論を取り上げたのは、マルクス階級国家論が理論的にも実際的にも現実社会に妥当しない、したがってこれを修正・改良して現状に適應させる試みの例証の1つとして、提示しようとしたためである。

本稿の結語

紙数の制約上、現代の集団的・多元的国家論の1つであるクロスランドの修正社会主義的福祉国家論の具体的内容については、次稿に掲載することにした。

72) *Ibid.*, p. 417. 訳書(2), 394頁。